

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定目標1及び3は達成。測定目標2については目標を達成していないが目標に近く、また、法の認知度は下がっているが、法の内容である保護者の義務・責務の認知度は上昇している。			
	施策の分析	近年、スマートフォンを始めとする多様なインターネット接続端末等の新たな機器・サービスが青少年に急激に浸透しており、さらに技術発展に伴う新しいサービスが多様な業種の事業者により展開されつつある中、青少年のインターネット利用環境整備については、事業者の多様化等を踏まえ、より青少年とその保護者の視点に立って、環境整備の在り方について検討し、27年7月、基本計画(第3次)を策定した。 基本計画(第3次)に基づく施策事業に係る取組については、別添のとおりフォローアップを実施し、「基本計画(第3次)に基づき施策を着実に推進」と評価されるなど、教育及び啓発活動の推進、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、民間団体等の支援等の全5項目にわたり着実に進展と評価されている。青少年のインターネットの利用環境実態調査により携帯電話のフィルタリング等の利用率等の基礎的データを継続的に把握して有識者による検討会に報告するとともに、関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等を利用して他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組み(教育及び啓発活動の推進、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、民間団体等の支援等)を促進していることなどから有効的である。また、昨年に引き続き27年度においては、全国3か所で、国、地方公共団体、民間団体等が連携して「青少年インターネット利用環境づくりフォーラム」を開催したほか、関係省庁と連名で、保護者向け及び事業者向け普及啓発リーフレットを作成・公表している。 なお、青少年インターネット環境整備法の内容である保護者の義務・責務の認知度については、「保護者の義務があることを知っている」及び「保護者の責務があることを知っている」が、平成26年度から27年度にかけて、それぞれ「27.7%から30.4%」、「28.9%から30.5%」に増加している。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】他省庁、地方公共団体、民間団体等に対して関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等を利用して取組を促進していくとともに、内閣府としても青少年が安全、安心にインターネットを利用できる環境を整備するという目標に向けて、基本計画(第3次)に盛り込まれた課題等について関係する省庁と連携を密に図りながら対策を推進する。 【測定指標】青少年インターネット環境整備のためには、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくとともに、特に、内閣府においては、保護者に対するフィルタリング等の普及啓発を推進していくことが重要であることから、基本計画(第3次)に盛り込まれた施策の進捗状況及び「青少年インターネット環境整備法」や「保護者のフィルタリング」の認知度を測定指標とする。			
学識経験を有する者の知見の活用	有識者による検討会(青少年のインターネット環境整備等に関する検討会)において達成状況を年1回報告、また進捗状況等についても適宜報告している。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h27/net-jittai/pdf-index.html 内閣府青少年のインターネット環境整備等に関する検討会提出資料 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/kentokai/index.html				
担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当)村田達哉	政策評価実施時期	平成28年8月

「青少年が安全に安心してインターネットを
利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の
進捗状況（平成27年度）について（概要）

総括：基本計画（第3次）に基づき施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- － 学習指導要領に基づく指導の充実を図るため、情報モラルに関する事例集の作成・公表や、教師用手引書の内容を充実。〔文部科学省〕
- － いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者等に対して周知。〔文部科学省〕
- － 「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組を支援。〔文部科学省〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- － インターネットトラブルの実例及びその予防法と対処法について掲載する「インターネットトラブル事例集」等を作成・公表。〔総務省〕
- － インターネットに起因した犯罪被害等防止に関する啓発用資料を作成。〔警察庁〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- － 青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発資料を作成・配布。〔内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省〕
- － 子供たちのスマートフォン等の利用に関するトラブルに対応するため、スローガン「考えよう 家族みんなで スマホのルール」とロゴマークを活用した「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を実施するとともに、保護者向け啓発資料を作成。〔文部科学省〕
- － 関係省庁と連携し、保護者向け及び事業者向け普及啓発リーフレットを作成・配布。〔内閣府〕

4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- － 青少年のインターネットリテラシーの能力測定の精度向上を目的として指標を改修し、全国75校、約13600名の高校一年生相当の青少年を対象にテストを実施。〔総務省〕

5. 国民運動の展開

- － 平成28年の春の進学・進級の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、集中的に取組を展開。〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- － 「スマートフォン安心安全強化戦略」や「青少年インターネットセッション 議長レポート」の提言内容を踏まえ、平成27年度においても、携帯電話事業者等のフィルタリングに係る取組を支援。〔総務省〕
- － 大手家電流通協会加盟の6社10ブランドの家電量販店店舗において、普及啓発ポスターを張り出す自主的取組に協力。〔経済産業省〕

2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

- － 携帯電話事業者において無線LANにも対応可能なアプリフィルタリングソフトを提供。第三者機関において個別サイト・アプリに対応した認定スキームを運用。〔総務省〕
- － インターネット・ホットラインセンターが一般のインターネット利用者から通報を受けた情報を、フィルタリング提供事業者等に提供。〔警察庁〕

3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

- － 青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象としてセミナーを実施。〔経済産業省〕
- － インターネットにつながる新たな機器への対応方法などについて、青少年自身が研修し、学んだ成果を発信するワークショップを実施。〔文部科学省〕

4. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

- － 青少年及びその保護者を対象に、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援

－ トラブル・犯罪被害への対応方法のアドバイス等を盛り込んだ児童生徒向けの普及啓発資料を作成し、各都道府県教育委員会、関係機関、全国の小・中・高等学校などに配布。〔文部科学省〕

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

－ 業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援。〔総務省〕

3. 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援

－ 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察庁〕

4. 安心ネットづくり促進協議会に対する支援

－ 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務省、内閣府、経済産業省、文部科学省〕

4. その他重要事項

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

－ 被害児童が多かったコミュニティサイトを中心に、自主的な児童被害防止対策を強化するよう事業者に対する働き掛けを実施。〔警察庁〕

－ 平成27年中の全国警察におけるサイバー補導による児童の補導人員は、533人と前年比21.4%増加。〔警察庁〕

－ 児童ポルノ流通防止対策専門委員会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、インターネットコンテンツセーフティ協会に対して児童ポルノ情報を継続的に提供し、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等が実効的にブロッキングを実施できるよう支援。〔警察庁〕

－ サイバー防犯ボランティア、サイバーパトロールモニター等とサイバー犯罪の被害実態等の情報を共有するなど、良好な関係の構築により、サイバー犯罪の取締りや被害の拡大防止対策を推進。〔警察庁〕

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

－ インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法・有害情報の削除依頼を推進。〔警察庁〕

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

－ 専用相談電話（「子どもの人権110番」）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を実施。〔法務省〕

4. 迷惑メール対策の推進

－ 平成27年6月にロンドンアクションプラン第11回定期会合が開催され、外国執行当局と迷惑メール対策に関する情報交換を行うことで国際連携を強化。〔総務省〕

5. 国内外における調査

－ アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関する民間事業者による青少年保護に関する取組について事例調査を実施。〔内閣府〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制

－ 青少年インターネット環境整備推進課長会議を計5回開催。〔内閣府〕

2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用

－ 全国3か所において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。〔内閣府〕

3. 国際的な連携の促進

－ インターネットホットラインの国際的な連合組織であるINHOPEの総会に出席するなどして、各国の取組に関する情報交換等を推進。〔警察庁〕

－ OECDデジタル経済計測分析作業部会（WPMAD）において、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS）」の取組について紹介。〔総務省〕

4. 基本計画の見直し

－ 平成27年度、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を計3回開催。〔内閣府〕

－ 平成27年7月30日、子ども・若者育成支援推進本部（第5回）において、基本計画（第3次）を決定。〔内閣府〕

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-42(政策13-施策⑤))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。					
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5	5	5	5
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)	5	5	5		
執行額(百万円)	3	3	3			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	バリアフリーの認知度	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		94%	92.90%	92.60%	91.3	94.1	93.6	100%	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%		
	各年度の調査結果の活用状況の検証 (ホームページへのアクセス数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
23年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
496件		496件	458件	445件	926件	1,188件	926件		
年度ごとの目標		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上			

参考指標	5年ほど前と比べて、建築物のバリアフリー化が進んだと思う人の割合	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
				47.20%	53.60%	42.70%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) バリアフリー認知度100%を目指しているが、完全に目標達成には至っていない。
	施策の分析	<p>国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度を100%とすることを目指しているところ、引き続き認知度100%達成に向け普及啓発に努めることとする。 (有効性・効率性) ○広報・啓発 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して功績のあった者を優れた取組として内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣から表彰し、その取組を事例集としてとりまとめ、ホームページに掲載することにより、広く地方公共団体等及び国民一般に周知し、併せて、受賞結果をマスコミが取り上げたり、受賞団体が独自のホームページに掲載するなどしたことを通じて、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、「バリアフリー」という言葉を国民が認知することにある程度寄与したと考えられる。特に、20代以下の若年層はSNS(ソーシャルネットワークサービス)をよく活用していると考えられることから、バリアフリー推進功労者表彰に関する情報の掲載等SNS等の活用による当該年代層に適した普及啓発の実施を検討する。</p> <p>○調査・研究 調査研究事業においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のための多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。また、年代別の認知度を経年で把握し、効果的な広報・啓発活動に活かしていく。 このため、「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」を実施し、ホームページに掲載することにより、地方公共団体のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進のための啓発活動に活用されており、自治体の普及啓発等を通じ、民間の意識高揚に貢献すると思われる等、国民のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進の意識を高めることに効果的に寄与するものと考えられる。</p>

果		<p>(今後の課題等)</p> <p>○広報・啓発 すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であり、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要があることから、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰するとともに、事例をHPに掲載することにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く情報提供し、更なる普及・啓発を行っていく。なお、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書(インターネットによる意識調査:平成28年3月)によれば、男性15~19歳、男性20代、女性20代では、バリアフリーを「知っている+どちらかといえば知っている」の割合が9割未満と、他の年代と比べてやや低いことから、ホームページを更に充実させるとともに、SNSによる広報・啓発等、当該年代層に適した方策について検討する。</p> <p>○調査・研究 多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に十分活用されるよう、調査内容を検討する。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○広報・啓発 SNSの活用等、バリアフリー推進功労者表彰に関する効果的な情報発信を検討していく。</p> <p>○調査・研究 調査研究事業においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のための多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。また、年代別の認知度を経年で把握し、効果的な広報・啓発活動に活かしていく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>今後の動向を踏まえ、目標値であるバリアフリーの認知度100%達成を目指すこととし、調査研究結果の有用性、活用状況の検証という測定指標の有用性を検討しつつ、引き続き、地方公共団体始め広く国民に情報提供し、その活用を促進することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰では、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する有識者で構成する、選考委員会において意見を聴取している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「共生社会政策に関する意識調査」(平成28年3月内閣府調査) バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書(インターネットによる意識調査:平成28年3月)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 相川 哲也	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------------	--------	-----------	----------	---------

バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書(抄)
 (インターネットによる意識調査) 平成 28 年 3 月

【バリアフリーの認知度】(Q8)

- ◆ 全体では、「知っている+どちらかといえば知っている」の割合が 93.6%と、多くの人認知している。
- ◆ 性年代別にみると、男性 15~19 歳、男性 20 代、男性 30 代、女性 20 代では、「知っている+どちらかといえば知っている」の割合が 9 割未満と、他の性年代と比べてやや低い。

		(%)									
		知っている・合計		あまり知らない	知らない	どちらともいえない			知っている・合計		
		知っている	どちらかといえば知っている				知っている	どちらかといえば知っている		知っている	どちらかといえば知っている
n=											
2015年調査	全体	3001	68.9		25.3	3.1	1.0	1.8	94.1		
2016年調査	全体	2500	72.6		21.0	2.9	1.1	2.4	93.6		
性別	男性	1207	72.1		20.3	3.4	1.2	3.0	92.4		
	女性	1293	73.1		21.6	2.5	1.0	1.9	94.7		
年代別	15~19歳	137	69.3		18.2	5.1	1.5	5.8	87.6		
	20代	319	62.4		22.6	5.6	1.3	8.2	85.0		
	30代	407	64.1		25.3	5.4	2.9	2.2	89.4		
	40代	378	68.5		27.0	2.6	0.5	1.3	95.5		
	50代	369	71.3		23.8	2.7	0.5	1.6	95.1		
	60代	411	81.0		17.3	0.7	0.2	0.7	98.3		
	70代	479	84.6		13.2	0.6	1.0	0.6	97.7		
性×年代別	男性×15~19歳	70	60.0		24.3	7.1	2.9	5.7	84.3		
	男性×20代	163	60.7		20.2	7.4	1.2	10.4	81.0		
	男性×30代	206	63.6		24.3	5.3	3.9	2.9	87.9		
	男性×40代	190	67.4		27.4	3.7	0.0	1.6	94.7		
	男性×50代	183	74.3		21.3	2.2	0.5	1.6	95.6		
	男性×60代	199	80.4		19.1	0.0	0.0	0.5	99.5		
	男性×70代	196	88.8		8.2	1.0	1.0	1.0	96.9		
	女性×15~19歳	67	79.1		11.9	3.0	0.0	6.0	91.0		
	女性×20代	156	64.1		25.0	3.8	1.3	5.8	89.1		
	女性×30代	201	64.7		26.4	5.5	2.0	1.5	91.0		
	女性×40代	188	69.7		26.6	1.6	1.1	1.1	96.3		
	女性×50代	186	68.3		26.3	3.2	0.5	1.6	94.6		
	女性×60代	212	81.6		15.6	1.4	0.5	0.9	97.2		
女性×70代	283	81.6		16.6	0.4	1.1	0.4	98.2			
年齢別(5歳刻み)	15~19歳	137	69.3		18.2	5.1	1.5	5.8	87.6		
	20~24歳	107	61.7		17.8	7.5	2.8	10.3	79.4		
	25~29歳	212	62.7		25.0	4.7	0.5	7.1	87.7		
	30~34歳	178	62.9		23.0	6.7	3.9	3.4	86.0		
	35~39歳	229	65.1		27.1	4.4	2.2	1.3	92.1		
	40~44歳	195	67.7		28.7	2.1	0.5	1.0	96.4		
	45~49歳	183	69.4		25.1	3.3	0.5	1.6	94.5		
	50~54歳	207	66.2		27.1	3.9	0.5	2.4	93.2		
	55~59歳	162	77.8		19.8	1.2	0.6	0.6	97.5		
	60~64歳	245	78.4		19.2	0.8	0.4	1.2	97.6		
	65~69歳	166	84.9		14.5	0.6	0.0	0.0	99.4		
70~74歳	323	84.2		13.3	0.9	0.6	0.9	97.5			
75~79歳	156	85.3		12.8	0.1	1.9	0.0	98.1			

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-44(政策13-施策⑦))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	交通安全対策の総合的推進					
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。また、内閣府においては、第9次交通安全基本計画及び平成27年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	144	127	116	75
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)	144	127	116	75	
	執行額(百万円)	106	110	110	110	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話	平成22年1月2日	平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す			

	測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度		
第9次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数 ②死傷者数		①4,922人 ②901,216人 (平成22年中)	平成23年中 ①4,691人 ②859,304人	平成24年中 ①4,438人 ②829,830人	平成25年中 ①4,373人 ②785,867人	平成26年中 ①4,113人 ②715,487人	平成27年中 ①4,117人 ②670,140人	①3,000人以下 ②70万人以下	未達成	
	年度ごとの目標値	/	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	/		
	春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合	基準値	-							
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
年度ごとの目標値	/	-	-	90.0%	95.0%	70.0%	/			
自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準		施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	22年度	90.0%	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成	
			90.0%	90.0%	95.0%	98.0%	90.0%	/		

	参考指標	調査研究結果の有効性、活用状況の検証	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		/	-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	/	/

<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>第9次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、基準値である平成22年と同計画の最終年である平成27年の24時間死者数及び死傷者数を比べると、ともに減少(▲805人、▲231,076人)したが、同計画の目標値(平成27年までに24時間死者数3,000人以下、死傷者数70万人以下)については、死傷者数については達成したものの、24時間死者数の達成はできなかった。</p> <p>広報啓発事業については、「共生社会に関する意識調査結果」(H28. 2月実施:内閣府)によると、「春・秋の全国交通安全運動を始めたとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合」は、43.6%と25年度以降増加傾向にあるものの、27年度の目標値を達成できず、また、「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」についても、77.7%と比較的高い数値を示したものの、測定指標における当年度目標値(90%)を達成することができなかった。</p> <p>上記結果を総合的判断し、進展が大きくないと評価した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○第9次交通安全基本計画 (有効性、効率性)</p> <p>第9次交通安全基本計画において、「高齢者及び子どもの安全確保」、「歩行者及び自転車の安全の確保」、「生活道路及び幹線道路における安全確保」について対策を推進し、事故発生件数、死傷者数、負傷者数のいずれも減少傾向にあり、事故抑止効果は認められるものの、同計画の最終年である平成27年中の交通事故死者数は4,117人となり、24時間死者数の目標値である3,000人以下を達成できなかったことから、更なる対策を講じる必要がある。</p> <p>(課題等)</p> <p>交通事故発生件数及び負傷者数は平成27年まで11年連続で減少し、交通事故の死者数についても、平成26年まで14年連続で減少し、過去最悪であった時に比べ4分の1まで減少しており、これまでの各種施策に、事故抑止効果は認められる。</p> <p>しかしながら近年の交通死亡事故の状況を見ると、高齢化が進む中、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が過去最高を更新したほか、漫然運転、脇見運転等の安全運転義務違反に起因するものが依然として多く、死亡事故全体に占める割合が高くなっている。こうした状況を踏まえ、第10次交通安全基本計画では、高齢者及び歩行者等の交通弱者の安全確保等「人優先」の交通安全思想を基本とし、これまで実施してきた「道路環境の整備」、「交通安全思想の普及」、「安全運転の確保」等各種施策の深化はもとより、先端技術の活用、交通事故実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進、地域ぐるみの交通安全対策を推進し、各種の交通安全を一層強力に推進することにより平成32年までに24時間交通事故死者数を2,500人以下とすることなどの新たな目標を定めた。</p> <p>○広報啓発事業 (有効性、効率性)</p> <p>平成27年度の交通安全対策関係予算により、春・秋の全国交通安全運動に関する啓発活動を実施したほか、第9次交通安全基本計画において、「最も効果的な施策を地域が主体となって実施すべきであること、地域コミュニティ間の連携を強化し、住民が積極的に参加・協働していくことが有効であること、地域の実情に即した自主的な活動を促進するためには、地域における民間指導者の人材育成が重要な課題であること」等が示されていることから、地域自らが企画・立案し、実施する、いわゆる決定プロセスを構築するための仕組みづくりの支援や、本事業に携わった交通ボランティア等の育成を行うことにより、地域の自主的な活動を促進させることを目的とする地域提案型交通安全支援事業を平成25年度から推進している。</p> <p>平成27年度は、大阪府阪南市、香川県高松市、熊本県長洲市において参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業を実施したほか、宮城県石巻市、鳥取県倉吉市において、今後の大きな課題である高齢者対策としての高齢者安全運転推進協力者養成事業を実施。目標の達成に向けて、効果があったと考える。</p> <p>また、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)について、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、これらの事業が全地域に浸透していけば、地域の交通安全意識の醸成に寄与し、ひいては国民全体の交通安全意識の高揚につながっていくものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>測定指標における意識調査結果では、「春・秋の全国交通安全運動を始めたとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合」の実績値が43.6%に対して10代から30代の年代が30%台であり、また、「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」の実績値が77.7%に対して10代、20代の年代が60%台と相対的に若い年代の意識が低い傾向にある。</p> <p>一方、原付以上運転者(第1当事者)の年齢層別免許保有者10万人当たりの死亡事故件数推移を見ると、10代が13.36%であり、80歳前半は11.53%、80歳後半は18.17%と統計データ上、他の年代と比較して若者と高齢者が死亡事故を起こす確率が高い。</p> <p>これらの状況を踏まえると、若い世代を意識しながら引き続き高齢者に対しても地域や情勢に応じた対策を検討していく必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>○第10次交通安全基本計画 【施策】 平成28年度から32年度までの5か年を期間とする第10次交通安全基本計画に基づき、従来からの各種施策の深化を図るとともに、交通事故が起きにくい環境をつくるために、先端技術の活用、交通事故実態等を踏まえたきめ細やかな対策、地域ぐるみの交通安全対策を推進し、目標の達成を目指す。 【測定指標】 32年までに、24時間死者数を2,500人以下にするとともに、死傷者数を50万人以下とする第10次計画における目標値を目標値として設定する。</p> <p>○広報啓発事業 【施策】 第10次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を強力に推進し、目標の達成に努める。 春・秋の全国交通安全運動については、上記調査結果において目標値を達成できていない事実をも引用するなどして地方公共団体に周知しつつ、春・秋の全国交通安全運動の一層の周知への協力依頼を行う。また、高齢者対策を重点として、地方公共団体の提案により、当該地域において必要な交通安全に資する事業の推進を支援する地域提案型交通安全支援事業を実施するなど、各地域の交通安全リーダー等への啓発に取り組む。</p> <p>【測定指標】 広報啓発事業に係る2つの測定指標の目標値について、実績と目標値がかけ離れている現状を踏まえて検討し、適切な目標値を設定していく。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成27年における交通事故の発生状況</p>
----------------------------------	---------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (交通安全対策担当) 金子 健</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	------------------------------------	-----------------	----------------